

自転車事故・保険に関するQ & A

- 問1 自転車を乗っているときに、どのような事故の危険がありますか？
- 問2 自転車を乗っているときに事故を起こした場合、どのような責任を負いますか？
- 問3 自転車での事故で、どのような損害賠償の例がありますか？
- 問4 自転車事故を補償する保険は、どのような保険がありますか？
- 問5 個人賠償保険とは、どのような保険ですか？
- 問6 傷害保険とは、どのような保険ですか？
- 問7 TS マーク付帯保険とは、どのような保険ですか？
- 問8 交通事故を起こしてしまった場合、どのようなことをすればよいのですか？
- 問9 示談の場合、どのようなことに注意する必要がありますか？
- 問10 保険を契約している場合の、示談交渉サービスは、どのようなことをしてもらえ
るのですか？

※自転車の保険に関しては、一般社団法人日本損害保険協会の
「お役立ち情報」→「Web 版そんぽ相談ガイド」
のページも参考にしてください。 <http://www.sonpo.or.jp/>

問1 自転車を乗っているときに、どのような事故の危険がありますか？

- ・自転車は、日常の気軽で便利な乗り物ですが、自動車と同じくさまざまな事故の危険が潜んでいます。
- ・自分がケガをするだけでなく、歩行者にケガをさせたり、財物を壊したりするケースもあります。まずは、この事故のリスクをしっかりと認識し、安全運転を心がけましょう。

● 自分がケガをする



● 他人にケガをさせる



● 財物を壊す(損害を与える)



問2 自転車に乗っているときに事故を起こした場合、どのような責任を負いますか？

- ・自転車だから大丈夫。事故を起こしたとしても大事にはならない…。そんな軽はずみな気持ちで、死傷者を出す重大な事故につながります。
- ・道路交通法上、自転車も車両の一種(軽車両)です。法律違反をして事故を起こすと、自転車利用者は刑事上の責任が問われます。また相手にケガを負わせた場合、民事上の損害賠償責任も発生します。

刑事上の責任	民事上の責任
相手を死傷させた場合、「重過失致死傷罪」となります。	被害者に対する損害賠償の責任を負います。

問3 自転車での事故で、どのような損害賠償の例がありますか？

- ・自転車事故でも被害の大きさにより数千万円の賠償金を支払わなくてはならない場合もあります。
- ・この賠償責任は、未成年といえども責任を負ったり、親が監督責任を問われたりするので、注意が必要です。

◎以下は、実際にあった自転車事故と、その賠償額の事例です。

賠償額(※)	事 故 の 概 要
9,521 万円	男子小学生(11 歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62 歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。(神戸地方裁判所、平成 25(2013)年 7 月 4 日判決)
9,266 万円	男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員(24 歳)と衝突。男性会社員に重大な障害(言語機能の喪失等)が残った。(東京地方裁判所、平成 20(2008)年 6 月 5 日判決)
6,779 万円	男性が夕方、ペットボトルを片手に下り坂をスピードを落とさず走行し交差点に進入、横断歩道を横断中の女性(38 歳)と衝突。女性は脳挫傷等で 3 日後に死亡した。(東京地方裁判所、平成 15(2003)年 9 月 30 日判決)
5,438 万円	男性が昼間、信号表示を無視して高速度で交差点に進入、青信号で横断歩道を横断中の女性(55 歳)と衝突。女性は頭蓋内損傷等で 11 日後に死亡した。(東京地方裁判所、平成 19(2007)年 4 月 11 日判決)
4,043 万円	男子高校生が朝、赤信号で交差点の横断歩道を走行中、旋盤工(62 歳)の男性が運転するオートバイと衝突。旋盤工は頭蓋内損傷で 13 日後に死亡した。(東京地方裁判所、平成 17(2005)年 9 月 14 日判決)

(※)賠償額とは、判決文で加害者が支払いを命じられた金額です(上記金額は概算額)。

問4 自転車事故を補償する保険は、どのような保険がありますか？

・自転車の事故に備える保険としては、他人にケガをさせたり、他人のモノを壊したりして法律上の損害賠償責任が発生した場合に備える「個人賠償責任保険」と、自分がケガをした場合に備える「傷害保険」があります。

対 象 保険の種類	事故の相手		自分	備考
	生命・からだ	財産(モノ)	生命・からだ	
個人賠償責任保険	○	○	×	各損害保険会社で 取扱う商品
傷害保険	×	×	○	各損害保険会社で 取扱う商品
TSマーク付帯保険	詳細は後記「問7」を参照ください			

※このほか、自動車の任意保険・共済に付帯している特約で、自転車事故について、契約者本人だけでなく、家族の事故も対象となるものもあります。詳しくは、現在、契約している保険・共済の証書をご覧になるか、保険会社・共済団体にお問い合わせください。

※また、共済で自転車保障プランを取り扱っている場合もあります。詳しくは、お住いの地の住民を対象にしている共済団体にお問い合わせください。

問5 個人賠償保険とは、どのような保険ですか？

・個人またはその家族が、自転車事故を含め、日常生活で誤って他人にケガをさせたり他人のモノを壊したりして、損害賠償金や弁護士費用などを負担した場合の損害を補償する保険です。なお、補償対象や補償内容などは保険会社によって異なる場合があります。

問6 傷害保険とは、どのような保険ですか？

・傷害保険は、「急激・偶然・外来の事故」によりケガをした結果、入院・通院したり死亡したりした場合などに保険金が定額で支払われる保険です。

問7 TS マーク付帯保険とは、どのような保険ですか？

- ・TSマークとは、自転車安全整備士が点検整備した自転車に貼付されるもので、このマークには傷害保険と賠償責任保険が付いています(付帯保険)。
- ・TSマーク付帯保険とは（自転車の保険）
 - (1) TSマークに付帯された保険です。
 - (2) 保険の対象は、点検年月日と自転車安全整備士番号が記載された保険有効期間中のTSマーク貼付自転車に搭乗中の人が対象となります。
 - (3) 賠償責任保険は、対人賠償のみで、相手が死亡または重度後遺障害になった場合に支払の対象になります。
 - (4) 保険契約は、公益財団法人日本交通管理技術協会と三井住友海上火災保険(株)を幹事会社とする損保会社との間で締結しています。
 - (5) 保険の有効期間は、TSマークに記載されている点検日から1年間です。

※補償額や加入手続き等の詳細については、次の公益財団法人日本交通管理技術協会のページをご覧ください。<http://www.tmt.or.jp/safety/index2.html>

問8 交通事故を起こしてしまった場合、どのようなことをすればよいのですか？

- ・まず落ち着いて、被害者の救護や警察への届出などの事故現場での対応を行い、その後、事故状況を直ちに保険会社または代理店に連絡してください。
- ・万が一の場合に事故を起こしてしまったときには、まず落ち着いて、次のことをしてください。
 - ①被害者の救護と道路上の危険除去
 - ②警察への届出(人身事故、物損事故どちらの場合も直ちに届出をしてください。)
 - ③相手方の住所、氏名、勤務先、電話番号などの確認
 - ④目撃者がある場合は、その人の住所、氏名の確認、証言依頼
 - ⑤事故状況のメモの作成

※自転車事故に関する保険や共済に加入している場合は、保険会社・共済団体の承諾を得ずに当事者同士で示談を行ってはいけません。必ず、その契約又は加入している保険会社・共済団体に連絡して、その指示に従ってください。

問9 示談の場合、どのようなことに注意する必要がありますか？

- ・前提となる事実関係をお互いに確認することや示談書を必ず作成しておくことなどが
必要です。
- ・当事者間で交渉のうえ示談をする場合には、次のことに注意する必要があります。
 - ①前提となる事実関係をお互いにはっきりと確認し合うこと
 - ②相手方の本人確認をすること
 - ③示談の条件を明確にすること
 - ④示談書を必ず作成しておくこと など

問10 保険を契約している場合の、示談交渉サービスは、どのようなことをしてもら えるのですか？

- ・たとえ自転車事故であっても、対人・対物事故を起こしてしまうと、被害者から損害賠償を請求されるので、自分で解決しようとする多くの時間と労力がかかります。
- ・このような賠償問題の解決を、加害者である被保険者に代わって保険会社が行います。
- ・示談交渉サービスがついていない保険もありますので、保険会社または代理店にご確認ください。